

告
示

埼玉県告示第九十五号

東秩父村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

		令和四年 度	東秩父村	調査を行っ た者の名称 時	調査を行っ た成 果 の 調 査 を 行 っ た 認 証
		令和五年 度	地籍図三十枚 御堂三地区（大 令和八年一月	期名 称地 区年 月 日	
		令和六年 度	地籍簿一冊 字御堂の一部） 二十八日		